

企画総務委員会

送付23-15

(仮称) 東松下町計画 区営住宅の実施設計中止を求める陳情

受付年月日 平成23年6月21日

陳 情 者

陳情書

(趣旨)

東松下町計画は、担当部長と設計依頼会社、コンサルタント会社などの疑惑が決算委員会で指摘され、凍結されていたことはご承知の通りです。

当初、東松下町計画は、隣接地権者が選定したデベロッパーと区有地の賃貸契約を結ぶことになっていました。しかし、議会の指摘もあり、手順手続きをふむ中で（１）地権者所有地を細分化しない。（２）区がデベロッパーを選定する等、内容が変更され今日に至っています。

地域としての合意事項は二棟一体で開発を進めるというものです。昨年１２月１６日の地元説明会の席でも、地権者の一人でもデベロッパーとの契約に至らなかった場合や選定業者以外の開発業者となるなら計画は白紙に戻る旨の説明が、大山副区長からされました。「強迫か」とのヤジが飛びかうほど緊迫した説明会であったと記憶しています。

去る５月１１日、東松下町役員町会会議で、まちづくり推進部が出席し「発注が停止となっていた区営住宅の実施設計が進められている」旨の説明がありました。またその際、区は、出席地権者の質問に「契約が合意に至らない場合は白紙に戻る」ことを返答しています。建設地が所有権の等価交換から借地権の等価交換に変更されたことか、業者に不安があることか理由は不明ですが、契約をためらう者もあり十分な合意に至っておりません。地域では、この計画は白紙に戻るのではと噂する人もいます。

３月の議会では、区営住宅の実施設計を中止すれば損害違約金が発生することが、議題にされました。二棟一体案で進められている中で、地権者と業者が合意しなければ、二度目の停止となり、損失はさらに増大します。ところが、議会でも共同ビルの審議ばかりで、区営住宅の説明は一度なされただけです。地元でも、当初、唐突に出て来た「いちごの会」の説明のみで、その後一度も説明はありません。地元住民に説明もなく実施設計に入るのは住民無視と言わざるを得ません。

３月１１日を経験し、高層マンションの安全性についても疑問が残ります。第二回定例会本会議場での各議員の質問を傍聴しました。殆どの方が、今回の震災にふれ、区政にとって今後どうあるべきかの発言をされています。

それならば、この東松下町計画についても、この区営住宅は安全なのか、来るべき震災に耐えうるのか、防災拠点の機能を有しているのか等、再検討し、区民に説明すべきと考えます。それまで、当該実施設計の中止を求めここに陳情致します。

平成２３年６月２１日

千代田区議会議員 小林やすお 殿